デイサービスセンターの見直し等について

1. デイサービスセンターの用途変更

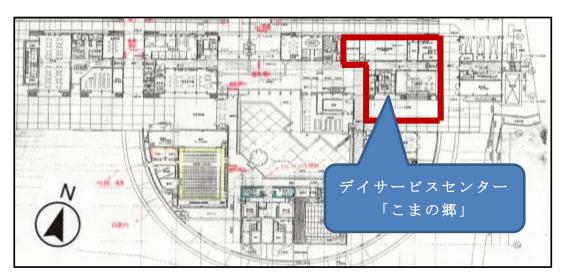
- (1) 概要 平成28年度末をもって「デイサービスセンター」を廃し、当該エリア に「(仮称) 子育て総合支援センター」を整備します。
- (2) 「デイサービスセンター」の廃止に係る対応 利用者(高齢者及び障がい者)については、現在の指定管理者である晃和 会が、原則として受け皿となります。
- (3) 「(仮称) 子育て総合支援センター」の概要
 - ア 対象者 就学前の児童及びその保護者等
 - イ 事業内容等(多様な機能を集約化・拡大)
 - ・地域子育て支援拠点事業:事業実施及び子育て支援拠点(4か所)の統括
 - ・福祉幼児教室:発達がやや緩やかな幼児及びその保護者等に対する支援
 - ・子育て世代包括支援センター:保健相談センターと連携による実施
 - ・地域交流ひろば:総合福祉センター(高齢者・障がい者)等と連携し、世 代間交流・地域交流の実施

2. 利用時間、利用料金等の変更(平成29年4月~)

- (1) 研修室の時間延長 「午後7時まで」を「午後9時まで」に延長
- (2) 利用単位の統一化 貸室全室を「1時間単位」の利用に統一
- (3) 利用料金の統一化 施設の目的外利用による料金を統一(既料金設定3室・料金未設定6室)

3. 今後のスケジュール

- (1) 平成28年12月 総合福祉センター条例の一部改正議案上程
- (2) 平成29年度中 施設改修
- (3) 平成30年度初旬 「(仮称) 子育て総合支援センター」オープン予定



総合福祉センター「高麗の郷」1階図面